就学援助資金のお申し込みについて

経済的な理由で就学が困難な家庭へ、小・中学校での学習に必要な費用の負担軽減を図 るため、その一部を援助します。

対象者は、町立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者で教育委員会が定める基準(ひ とり親家庭医療費受給者・児童扶養手当受給者・生活保護基準に準ずる程度)に該当する方 となっており、学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助資金が支給されます。

【お問い合わせ先】 教育委員会 学校教育係(TEL:63・2038)

柔道教室の日程変更について

日高町柔道教室の日程が変更になりました。 練習日は、以下のとおりです。

日 時 毎週 火·木曜日 午後6時~8時 毎週 土曜日 午前9時~11時

会場 町立武道館(志賀保育所横)





本人通知制度とは、日高町に住民登録や本籍のある方などが事前に登録することにより、 住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、本人などの代理人や第三者に交付した場合に、 その交付の事実を通知する制度です。

●制度を利用するには

本町に住民登録や本籍がある方、もしくは過去にあった方が、住民生活課へ「日高町本 人通知制度事前登録申請書」を提出することで利用できます。

●申請に必要な物

本人であると確認できる書類

※代理人が申請する場合は、代理人であることを証明する書類

●本人通知の対象となる証明書

住民票や戸籍に関する証明書 ※一部、制度の対象外となる場合もあります。

●通知内容

交付年月日、証明書の名称、交付請求者の種別等

●開示請求について

第三者への住民票の写し等を交付した内容について、日高町個人情報保護法の範囲内で、 本人が開示請求することができます。

【お問い合わせ先】 住民生活課(TEL:63・3800)



人権擁護委員をご存知ですか

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行されたこの日を「人権擁護委員の日」 と定め、特設人権相談所を開設したり、地域住民のみなさまに人権への理解を深めてもら う活動に取り組んでいます。次の通り、特設人権相談を開設します。

1人で悩まず相談してください。

日 時 6月1日(木)午後1時~4時

場 所 日高町保健福祉総合センター

内 容 悩みごと・困りごと・人権相談。 相談は無料で、秘密は守られます。

【お問い合わせ先】 住民生活課(TEL:63・3800)

ひきこもりサポート事業を実施しております

ひきこもりの状態にある方とそのご家族を支えるための支援をしています。 「特定非営利活動法人ヴィダ・リブレ」は、町が委託したひきこもり支援専門機関です。 お困りの方はご相談ください。相談は無料です。

場 所 日高郡美浜町和田1131-2

開所時間 火曜日から土曜までの午後1時~6時(祝日は除く)

※相談・居場所は午後5時に終了

【お問い合わせ先】

特定非営利活動法人ヴィダ・リブレ(TEL : 080・1490・5927)

(メール: vidalibre.amigo@gmail.com)

人権相談・行政相談・心配ごと相談合同相談所 開設のお知らせ

5月15日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター2階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。



【お問い合わせ先】 日高町社会福祉協議会(TEL:63・2751)